

実施方針に対する質問回答（案）

1. 実施方針に対する質問

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答（案） |
|-----|-----|-----|-----|----------------------|--|---|
| 1 | 1 | 第1章 | - | - | 構成員とは、SPC設立時にはSPCへ出資する企業、SPCを設立しない場合には、単独もしくは共同企業体として市様と直接契約を行う企業という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 1 | 第1章 | - | - | 構成員より業務の一部を請負又は受託する企業を全て協力企業と定義するのは不可能であり、協力企業とは、構成員より業務の一部を請負又は受託する企業のうち入札段階で企業名を公開し、他グループでの応募者として参加しないことを表明した企業との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 1 | 第1章 | - | - | 施設整備請負契約について、設計・建設業務を2社以上で行う場合、いずれかの企業（代表企業）と契約締結することができるとの解釈でよろしいでしょうか。（運営・維持管理も同様） | 施設整備請負契約については、参加資格要件を満たす企業1社または2社以上の共同企業体等との契約締結を予定しております。運営業務委託契約についても、同様の契約締結を予定しております。 |
| 4 | 3 | 第2章 | 1 | (7) 3) | 施設整備請負契約を締結する建設事業者は、代表企業（プラント設備の設計・建設を行う者）もしくは代表企業（プラント設備の設計・建設を行う者）と建築物の設計・建設を行う者で結成する共同企業体との理解でよろしいでしょうか。その他の契約スキームを想定されている場合はご教示願います。 | 施設整備請負契約については、参加資格要件を満たす企業1社または2社以上の共同企業体等との契約締結を予定しております。運営業務委託契約についても、同様の契約締結を予定しております。 |
| 5 | 3 | 第2章 | 1 | (7) | 基本協定、基本契約、施設整備請負契約、運営業務委託契約の内容（約款）についてご提示時期をご教示願います。 | 入札公告時（9月下旬予定）に提示します。 |
| 6 | 3 | 第2章 | 1 | (7) 4) | 運営業務委託契約を締結する運営事業者は代表企業が最大の出資者となって設立する特別目的会社との理解でよろしいでしょうか。その他の契約スキームを想定されている場合はご教示願います。また、特別目的会社を設立する場合の構成要件についてご教示願います。 | 運営業務委託契約を締結する運営事業者は参加資格要件を満たす企業です。特別目的会社は義務付けをしておりません。特別目的会社の構成要件については別途協議とします。 |
| 7 | 4 | 第2章 | 1 | (8) 2) | 運営・維持管理期間は、平成35年(2023)3月の1カ月を1年目とし平成36年(2024)を2年目と数えることで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 4 | 第2章 | 1 | (10) | 設計・建設・運営にあたり、準拠する関係法令、建設地にかかわる法規制をご教示願います。 | 基準仕様書（案）及び入札公告資料をご確認下さい。記載の関係法令等は参考となります。記載していないものについても本事業に必要な事項は適正に対応願います。 |
| 9 | 4 | 第2章 | 1 | (12) 1) (7) | 「②市が提示する調査結果」について、調査項目とその結果、およびご提示時期をご教示願います。 | 測量、地盤調査、土壌汚染及び樹木調査等の資料を予定しております。8月に公表予定の基準仕様書（案）及び9月下旬頃に公表予定の入札公告時の資料をご確認下さい。 |
| 10 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (7) ②③ | 【本施設の建設に関する業務】地中障害物の撤去及び汚染土壌の搬出及び処理に関しては、市が事前に公表したものに限り記載ありますが、要求水準書(案)公表時に量及び性状が明確に公表されるものに限り理解して宜しいでしょうか。 | 地中障害物の撤去及び汚染土壌の搬出及び処理に関しては、市が公表する基準仕様書（案）及び入札公告資料のものに限りです。市が公表したもの以外で事業期間中に発見された場合には、協議のうえ撤去、搬出及び処理を行うものと考えております。 |
| 11 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (7)④ | ④不発弾探査が業務範囲となっておりますが、新清掃工場の設置予定地内における不発弾に関する情報等がございましたらご教示願います。 | 設置予定地内の不発弾に関する情報はありません。 |
| 12 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (7)⑥ | ⑥近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）について、具体的な範囲をご教示願います。 | 基準仕様書（案）及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 13 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (7)⑥ | 近隣対応の具体的な業務を御提示ください。 | 基準仕様書（案）及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 14 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (4)⑤ | (災害時対応を含む。)とありますが、具体的な内容が市様よりご提示があると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | |
|----|---|-----|---|----------------|--|---|
| 15 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1 (イ)⑥ | 運営・維持管理業務に焼却残さ等の運搬が含まれていますが、運営事業者がSPCを設立・非設立いずれの場合においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に抵触することから当該業務を焼却残さ等の運搬専門企業に再委託することは出来ず、資格を有した焼却残さ等の運搬企業(運営事業者と同一の場合も含む)と市様が直接収集運搬契約を締結されるものと理解して宜しいでしょうか。 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)」に記載している市、運営事業者及び処理業者との間で当該一般廃棄物の運搬に係る三者契約を締結する等に対応できると考えております。 なお、市の委託を受けて行う者については廃棄物処理法施行規則第2条により一般廃棄物許可を要しないものと考えております。 |
| 16 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1 (イ)⑥ | 運営事業者が一般廃棄物収集運搬業許可を有していない場合に、焼却残さ等の運搬業務を含むとは、運営事業者もしくは設立したSPCが運搬費を市様から受領し、当該運搬費を運搬企業に支払うという三者契約の締結を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)」に記載している市、運営事業者及び処理業者との間で当該一般廃棄物の運搬に係る三者契約を締結する等に対応できると考えております。 なお、市の委託を受けて行う者については廃棄物処理法施行規則第2条により一般廃棄物許可を要しないものと考えております。 |
| 17 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1 (イ)⑥ | 焼却残さ等の運搬の業務範囲について、焼却残さ等の搬出計画(搬出回数、1回当たり搬出量等)は運営事業者の業務範囲として理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1 (イ)⑥ | 焼却残さ等については、焼却灰・焼却飛灰の他に想定されるものがありますでしょうか。 | 事業者が実施する運搬業務の対象物は焼却主灰、飛灰(処理前)、飛灰処理物(薬剤処理後)です。その他残渣として発生する処理不適物及び磁性物は本市において運搬を行います。 |
| 19 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1 (イ)⑨ | その他関連業務に見学者対応等を含むとありますが、地方公共団体等の行政視察については、市様が受付、調整、対応を行うという理解で宜しいでしょうか。 | 地方公共団体等の行政視察については市で行いますが、運営事業者はそれに協力するものとします。 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 20 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 2) (7) | 2)市様が行う業務のうち「・土壌汚染の調査」「・都市計画法の位置決定」は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 2) (7) | 【運営・維持管理に関する業務】④運営事業者から提出された焼却灰・焼却飛灰の搬出計画を基に、焼却残さ等の処分先との調整は、市様にて調整頂けると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 6 | 第2章 | 1 | (12) 3)② | 運営期間中の財務諸表については、本事業におけるSPC(特別目的会社)の財務諸表という理解で宜しいでしょうか。SPCを作らない場合には、代表企業・構成員の公表されている財務諸表との理解で宜しいでしょうか。 | SPCを設立する場合は、ご理解のとおりです。SPCを設立しない場合の内容については、基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 23 | 6 | 第2章 | 1 | (12) 3)④ | 運営業務全般に係る指導については、事業期間終了時に既存施設の要員が行うとの理解で宜しいでしょうか。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 24 | 6 | 第2章 | 1 | (14) 1) | 「熱利用により、市の指定する施設に熱供給を行えるようにすること」と記載されていますが、指定施設の位置、必要熱量、熱供給の条件(温度、圧力)、熱利用時間帯、年間日数等利用計画についてご教示願います。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 25 | 6 | 第2章 | 1 | (14) 1) | 市の指定する施設に熱供給とありますが、取合箇所および仕様を御提示ください。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 26 | 6 | 第2章 | 1 | (14) 2) | 本事業では売電収入は市と運営事業者において合理的な方法にて分配するとありますが、試運転時の売電収入の帰属先は建設事業者と考えて宜しいでしょうか。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 27 | 8 | 第3章 | 2 | - | 募集及び選定スケジュールに現地見学会および概要説明会の記載がありませんが、実施しないものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 8 | 第3章 | 2 | | ⑩入札参加資格審査は、開札後速やかに実施されるとの記載がありますが、本事業の開札の日程をご教示願います。 | 入札公告時に提示します。 |

| | | | | | | |
|----|----|--------|---|-----------------|---|--|
| 29 | 9 | 第3章 | 2 | (7) | 「・・・最低価格の入札を行った者を落札予定者とし」とありますが、本事業における最低制限価格は、市様HPにて公表されている「立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱」に基づき設定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に提示します。 |
| 30 | 9 | 第3章 | 2 | (7) | 入札時に提出する事業提案書とは、類似事業の総合評価方式にて提出する技術提案書とは異なり、基準仕様書に示した要求事項を確認するための設計仕様書、図面等を想定すればよろしいでしょうか。 | 入札公告時に提示します。 |
| 31 | 9 | 第3章 | 2 | (7) | 事業提案書について審査を行いとありますが、審査結果の応募者への通知方法、無効の場合の異議申し立て方法について御提示下さい。 | 入札公告時に提示します。 |
| 32 | 9 | 第3章 | 2 | (7) | 事業提案書の審査結果の公表有無、方法等を御提示下さい。 | 入札公告時に提示します。 |
| 33 | 12 | 第3章 | 4 | (2) 2) (7) | 本施設の建物の設計・建設を行うものの要件について、代表企業が設計を行う者として①の項目を満たし、協力企業が建設を行う者として②、③、④の項目を満たせば、(ア)の要件を満たしているとの解釈でよろしいでしょうか。 | 代表企業と構成員が共同企業体を結成し、共同企業体として①から④の要件を全て満たせば(ア)の要件を満たしているものとします。 |
| 34 | 13 | 第3章 | 4 | (2) 2) (7) ③ | 本施設の建築物及びプラント設備の設計・建設を1社で行う場合、監理技術者の建設業の種類は「清掃施設工事」資格者を専任配置することで宜しいでしょうか。 | 本施設の建築物及びプラント設備の設計・建設を1社で行う場合でも、監理技術者の建設業の種類は「建築一式工事」及び「清掃施設工事」となり、資格者をそれぞれ専任配置することになります。なお、建築一式工事について建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者であつて、一級建築施工管理技士の資格を有する者についても専任配置して下さい。 |
| 35 | 13 | 第3章 | 4 | (2) 2) (7) ④ | 「・・・一般廃棄物処理施設(焼却施設)の建設実績を有すること。」とありますが、焼却施設とはシャフト炉式などのガス化熔融施設も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 17 | 第5章 | 1 | (13) | 「雨水は全量敷地内処理とする。」とありますが、流出係수에係らず雨水流出抑制施設を設け、全敷地内の雨水をこの抑制施設を経由して排水するとの解釈でよろしいでしょうか。 | 実施方針のとおり、雨水は全量敷地内処理となります。詳細については、立川市宅地開発等まちづくり要綱に基づき実際の計画により協議となります。 |
| 37 | 17 | 第5章 | 1 | (13) | 「雨水は全量敷地内処理とする。」とありますが、雨水を放流できないのでしょうか。また、敷地内調整池等により流量調整後、放流するとの理解でよろしいでしょうか。 | 実施方針のとおり、雨水は全量敷地内処理となります。詳細については、立川市宅地開発等まちづくり要綱に基づき実際の計画により協議となります。 |
| 38 | 18 | 第5章 | 2 | (2) | ごみ処理の用に供する建築物等の施設を設置するにあたり、対象建物および合棟・別棟の区分け、および建物の構造種別等の指定をご教示ください | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 39 | 18 | 第5章 | 2 | (2) | ごみ処理の用に供する建築物として、貴市の管理エリアに必要な設備、必要諸室及び必要面積についてご教示願います。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 40 | 18 | 第5章 | 2 | (2) | 昭島市域には建築物以外の施設として、構内道路、駐車場、雨水流出抑制施設は設置が可能との解釈でよろしいでしょうか。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 41 | 18 | 第5章 | 2 | (2) | 「昭島市域内に周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース(防災空地)等を設けること」と記載されていますが、敷地全体の緑化率やオープンスペースの大きさ等、要求事項がございましたらご教示願います。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 42 | 18 | 第5章 | 2 | (2) | 防災機能を持つオープンスペースとありますが、具体的な仕様、条件を御提示ください。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 43 | 24 | 添付資料1 | | | 添付資料1の設置予定地の範囲に「A立川市域」及び「B昭島市域」とありますが、P3設置予定地の所在は「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地並びに9-B街区1,2及び3画地」とあります。両者の対比について、ご教示願います。 | 「A立川市域」は「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地」になります。「B昭島市域」は「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-B街区1,2及び3画地」になります。詳細は基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 44 | 24 | 添付資料-1 | | | 設置予定地の詳細および保証境界線の分かる資料および敷地のCADデータをご提示頂きたく考えます。 | 設置予定地の詳細等については基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。なお、CADデータの提示は致しません。 |

| | | | | | | |
|----|----|------------|---|---|---|--|
| 45 | 24 | 添付資料1 | - | - | 設置予定地周辺において現時点の車両搬出入ルートをご提示頂きたく考えます。 | 工事車両の搬出入ルートについては基準仕様書(案)をご確認下さい。 |
| 46 | 24 | 資料-1 | - | - | B(昭島市域)部分は設計・建設業務期間中に仮設用地(残土置場、資材置場等)として無償で使用可能でしょうか。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 47 | 25 | 資料-2 | - | - | リスク項目「住民対応 上記以外のもの」の民間事業者のリスクについては、民間事業者の責によるもののみとして理解して宜しいでしょうか。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 48 | 25 | 実施方針添付資料-2 | | | リスク項目「建設着工遅延」にて、「事業者の指示、提示条件の不備、変更以外の要因によるもの」は事業者のリスク分担となっていますが、「以外の要因」を削除し、「事業者の指示、提示条件の不備、変更によるもの」との理解でよろしいでしょうか。 | 「市の指示、提示条件の不備、変更以外の要因によるもの」と以外が対象として理解して下さい。 |

2. 実施方針に対する意見

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 | 回 答(案) |
|-----|-----|-----|-----|---------------------|--|--|
| 1 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (7) | 6月末に「働き方改革関連法案」が可決したことによりご提示の工事期間(4ヶ月間)での工事は非常に厳しいものとなっております。『②地中障害物撤去及び③汚染土壌の撤出及び処理(共に市が事前に公表したもの)』が事業の対象に入っておりますが、それら作業を工期内に含めた場合は法案に沿った労働者の時間外労働の抑制が困難になると想定されます。つきましては、②及び③の業務工期については別途協議とさせていただきますようお願いいたします。 | 工事期間については実施方針と致します。法令等を遵守し業務工程及び人員配置の工夫をお願い致します。 ②地中障害物撤去及び③汚染土壌の撤出及び処理等については基準仕様書(案)及び入札公告資料にて提示します。市が公表したもので事業期間中に発見された場合には、別途協議を考えております。 |
| 2 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (7) | 【本施設の建設に関する業務】「④不発弾探査」について、探査・処理後でないと受注者側のボーリング調査が行えず、設計及び工事工程へ影響が生じますので、事前に市様にて探査・処理を行っていただき、処理済の敷地明け渡しとしていただくようお願いいたします。 | 実施方針のとおりとします。法令等を遵守し業務工程及び人員配置の工夫をお願い致します。 |
| 3 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (4) | ⑤防災管理業務(災害時対応を含む)について、「災害時対応」の範囲は、初動対応の範囲『施設の安全停止、来場者・職員の安否確認、施設の被災状況把握』であると理解しますが、その解釈とさせていただきます。 また、防災管理業務は、消防法に基づく防災管理者の責務とさせていただきます。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 4 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (4) | ⑦その他関連業務に見学者対応等を含むありますが、行政による視察については、行政上のご質問内容や事業者情報について質問される場合が多いため、事業者が主体となって対応することは困難と考えます。 そのため、行政による視察の場合は、貴市による見学者対応にご協力させていただきます。 | 地方公共団体等の行政視察については市で行いますが、運営事業者はそれに協力するものとします。 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 5 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (4)⑥ | 石油製品については物価変動が大きいことから、用役費用のうち燃料費を別として指数の適用をお願いします。 | 入札公告時に提示します。 |
| 6 | 5 | 第2章 | 1 | (12)1) (4)⑥ | 焼却残さ等について、各々処分先及び走行距離(ルート)、ご指定の処分先が受け入れられない場合の処理方法等を入札説明書にて示して頂けるようお願いいたします。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 7 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (4)⑥ | ⑥焼却残さ等の運搬について、本業務への対応のために運営事業者にて人員及び運搬車両を配置することは効率的でないと考えます。市様が運搬専門業者へ直接発注した場合には、運搬専門業者の運行管理及び車両管理のノウハウを活用できるため、事業者側で実施する場合と比較し効率的であると考えます。 | 実施方針のとおりとします。 |
| 8 | 5 | 第2章 | 1 | (12) 1) (4) ⑧ | 運営事業者がSPCを作った場合、⑧余剰電力の売却については、電力収入を電力事業者(第三者)から直接SPCが受領する場合、SPCの課税対象となり、SPCの税務コストが増えることとなります。 余剰電力の分配割合にもよりますが、市様が販売主体となり、電力事業者(第三者)から直接電力収入を受領して頂くかたちとして下さい。 | 特別目的会社は義務付けをしておりません。 運営事業者が電力会社等と直接契約し、売電収益は運営事業者に帰属するものとするものとします。 |
| 9 | 6 | 第2章 | 1 | (14) 2) | 売電電力量への影響があるため、余熱利用の詳細(熱供給量、熱供給の時間帯など)については、入札公告時に提示していただくようお願いいたします。 また、運営事業者は、提示されたごみ量、ごみ質、電力の売却単価、バイオマス比率を前提として事業計画を立てるため、これら項目の変動により売電収入が変動した場合は、変動分を委託料で調整できる枠組みとしていただきますようお願いいたします。 | 基準仕様書(案)及び入札公告資料をご確認下さい。 |
| 10 | 13 | 第3章 | 4 | (2)2) (7)③ | 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件として、一級建築施工管理技士の資格を有する者の専任と記載ありますが、資格要件緩和により入札に参加可能な企業が増える観点から、必要な資格を監理技術者のみとして頂けないでしょうか。 | 実施方針のとおりとします。 |
| 11 | 14 | 第3章 | 5 | (1) | 「落札者決定後7日以内に基本協定及び施設整備請負契約(仮契約)を締結する」とありますが、契約協議期間が短期間であるため、落札者決定前などに契約条件及び契約書の内容の詳細について確認、協議できる場の確保をお願いいたします。 | 入札公告時に提示します。 |

| | | | | | | |
|----|----|--------------------|---|---|---|--------------|
| 12 | 25 | 資料 -2 | - | - | 物価変動の一定範囲及び市様の考える適用指数については、入札説明書にて示して頂けるようお願いいたします。 | 入札公告時に提示します。 |
| 13 | 25 | 資料 -2 | - | - | ごみ質、ごみ量変動の一定範囲については、入札説明書にて示して頂けるようお願いいたします。 | 入札公告時に提示します。 |
| 14 | 25 | 実施方 針添付 資料-2 | | | 不可抗力について、運營業務期間中の不可抗力による本施設自体の損害は、本施設の所有者は市様であることから、市様の負担としていただきますようお願いいたします。 | 入札公告時に提示します。 |